

資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準

1 趣旨

守口市総務部契約課が一般競争入札により発注する予定価格が 200 万円を超える建設工事において、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係がある者（以下「関係する会社」という。）同士の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

2 取扱い

一般競争入札により発注する予定価格が 200 万円を超える建設工事において、同一の入札案件に参加する複数の者の関係が、3 に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないものとする。なお、基準のいずれかに該当する者の行った入札は、守口市契約規則第 9 条の 2 第 8 号に該当する入札とし、全て無効として取り扱う。

3 基準

以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 公告等への記載等

- (1) 入札参加者に必要な資格として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。
- (2) 基準に該当する者の行った入札は全て無効とする旨を入札公告等に明示するものとする。

5 資本関係又は人的関係の確認等

- (1) 入札参加者は、本市HPに掲載している建設工事に係る「入札参加有資格者名簿」に登録された事業者一覧から関係する会社の有無を確認の上、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）にその有無について記載し、関係する会社が有る場合は併せて、資本関係又は人的関係確認書（以下、確認書という。）を作成し、入札時に同時に提出する。
- (2) 発注者は、入札参加資格確認の時点において、提出された申請書及び確認書により入札参加者に係る入札参加資格の確認を行う。
- (3) 関係する会社同士が当該入札に参加している場合は上記2の規定のとおり取り扱う。

6 虚偽の報告等に対する措置

虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、そのことが判明

した場合は、当該複数の者は、守口市入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置の対象とする。

7 留意事項

基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

8 適用日

この基準は、令和6年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

附 則

本発注基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本発注基準は、令和7年4月1日から施行する。